

すみだ

平成 25 年 10 月発行 第 83 号

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL 03-5608-6184

2013すみだ消費生活展

主催：すみだ消費生活展2013実行委員会・墨田区

10月26日(土) 午後1時～4時
10月27日(日) 午前10時～午後3時
(入場は各日終了30分前まで)

会場：すみだパーサイドホール
イベントホール内

催している

ご家族みなさんで
お越してください

各種体験コーナー
お気軽に

展 示 墨田区消費者団体・外部出展団体

先着プレゼント { 26日(土) 12:30
27日(日) 9:40 } から、整理券配布

福引スタンプラリー・アンケート 賞品がなくなり次第終了 **注意**

水道キャラバンがやってくる 27日(日) 11:00～11:45 楽しい寸劇など

産地直送野菜 茨城県桜川市真壁野菜づくりの会



消費者センターから

①消費者相談コーナーを開設します。
お気軽にお立ち寄りください。

契約に関するトラブルや消費者トラブルで困っている方、
専門の相談員が相談をお受けします。

②「エンディングノート」ミニ講座

26日(土)、27日(日)
各日 13:45 申込受付開始(イベントホール：講座会場) 先着30名
講座実施は14:00～14:40



消費者センター相談窓口から

「無料でネイルさせてほしい」と言われたのに・・・ 高額な美顔器を購入させられた！！

【相談事例】

1年前、街で男性から「自分はネイリストの見習いをやっている。無料でネイルをするので練習台になって欲しい」と声をかけられ、店に連れて行かれた。

店でネイルをやっている間に、肌の話になり「今日は、肌年齢を調べる器械でチェックを特別にしてあげる。この器械は将来できるシミが隠れているのが分かる」と言われ、チェックを受けた。自分の診断結果の写真を見せられ「あなたは今60歳の肌年齢だ。このまま放置すると大変なことになる」と、高額な美顔器を勧められた。断ると「あなたには特別値引きをする」と言われ、100万円以上する美顔器を30万円で購入した。支払いは分割払いにし、全額支払い済みである。しかし、数十回使用したが効果が分からないし、不要なので返品したい。(22歳女性)

【アドバイス】

若い女性に「無料でネイルをしてあげる」「ネイルに興味はないか」などと声をかけて店に連れて行き、ネイルと無関係の高額な美顔器の契約をさせるといふ相談が増えています。

事例のように事業者は販売目的を告げずに声をかけてきます。

1年前の契約で、分割払いも完了し、美顔器を数十回使用しているとなると返品(返金)交渉は大変難しくなります。また、すでに業者が倒産している場合もあります。

販売目的を告げずに声をかけ店まで同行させるキャッチセールスには、十分注意をしてください。安易に誘いには乗らず、たとえ店に行ったとしても、その場の雰囲気にならされて契約をしないようにしましょう。

* 契約してもクーリング・オフ等ができる場合もありますので、消費者センターにご相談ください。

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)
(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

すみだ消費者センター相談室

